

# 住民税非課税世帯等に対する

## 臨時特別給付金について

### 給付額

一世帯当たり  
現金10万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人への生活・暮らしの支援のため、住民税非課税世帯などに対して給付金を支給することが予定されています。

### ▼対象者

#### ①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯または市町村の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除されている世帯

#### ②家計急変世帯

①の住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあ

ると認められる世帯(同じ世帯全員のそれぞれ1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯)

※①・②ともに、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は除きます。

※令和3年度住民税は、令和2年1月から令和2年12月までの収入に基づき課税される住民税です。

#### ▼支給手続き・給付時期など

現時点で未定です。今後決定次第、市HPで随時情報を更新していきますので確認してください。

#### ▼給付金制度についての問合せ先

内閣府コールセンター  
Tel 0120-526-145 (受付時間 9時~20時)  
閩福祉課 Tel 22-6837  
ID 26571

締切  
間近

## 低所得の子育て世帯に対する

## 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。まだ、子育て世帯生活支援特別給付金を受給していない対象者は、申請期限内に申請してください。

※この給付金は、児童1人につき現金10万円を支給する臨時特別給付金とは異なりますので注意してください。

#### ▼給付額 児童1人当たり一律5万円

#### ▼申請期限 2月28日(月)

#### ひとり親世帯分 ※1

#### ▼対象者

①公的年金を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人

②令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となった、児童扶養手当の資格要件に該当する人

#### ▼給付手続き

申請が必要です。申請書を記入し、必要書類とともに子育て支援課に提出

してください。令和3年4月分の児童扶養手当の受給者は支給済みです。

#### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 ※2

▼対象者(次の①、②いずれにも当てはまる人)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は、20歳未満)を養育する父母など

※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象

②令和3年度住民税均等割が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

#### ▼給付手続き

申請が必要です。令和3年4月分の児童手当の受給者または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税世帯の人は支給済みです。

詳しくは、市HPを確認するか子育て支援課まで問い合わせてください。

#### ▼申請・問合せ先

子育て支援課 Tel 22-6839  
※1 ID 22304  
※2 ID 23438

## 新成人の皆さんへ

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障がいを負ったとき、一家の働き手が亡くなったときに、働いている世代がみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入を義務付けられています。

岡市民環境課 Tel.22-6827  
岡岐阜北年金事務所 Tel.058-294-6364

## 国民年金のポイント

### 将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されています。

### 老後のためだけのものではありません

国民年金には、65歳から生涯受け取る老齢年金の他に、病気やけがで障がいが残ったときに受け取ることができる障害年金や、一家の働き手が亡くなったときに子のある配偶者や子が受け取る遺族年金があります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けることができない場合があります。

## 保険料の支払い

### 前納割引制度があります

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されます。

### 口座振替・クレジットカードでの支払い

口座振替を利用すると金融機関などに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、早割(当月末振替)や前納で納めると、保険料が割引されます。

## 各種免除制度

### 学生納付特例制度

学生で本人の前年所得(1月から3月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

### 納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

## 介護予防サポーター・みまもりボランティア養成講座受講者募集

### 介護予防サポーター・みまもりボランティア養成講座受講者募集

介護予防サポーター・みまもりボランティアとは、高齢者がいつまでも元気で自立した生活が送れるように活動する人です。介護予防サポーター・みまもりボランティアになるには、養成講座を受講する必要があります。

活動に興味がある人、多くの人に笑顔になつてもらい地域貢献してみたい人は、ぜひ養成講座を受講してください。受講は無料です。

岡健康介護課 Tel.22-6838

▼申込期限 2月14日(月)

### 介護予防サポーターとは

地域で介護予防活動を行うボランティアです。介護予防教室のお手伝いや、介護予防体操の普及など、地域の皆さんがいつまでも自分らしく元気で過ごせるようお手伝いすることを目的に活動しています。

### みまもりボランティアとは

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者世帯が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、定期的な状況確認や安否確認を行うボランティアです。毎月2人一組でみまもり訪問活動をしています。

### 介護予防サポーター・みまもりボランティア養成講座

| 日        | 時           | 内 容                    |
|----------|-------------|------------------------|
| 2月16日(水) | 9:30~10:00  | 開校式・オリエンテーション          |
|          | 10:00~11:30 | 傾聴・コミュニケーションについて       |
| 2月22日(火) | 9:30~10:20  | フレイル予防について             |
|          | 10:30~12:00 | 認知症について(認知症サポーター養成講座)  |
| 3月1日(火)  | 9:30~10:30  | コグニサイズ                 |
|          | 10:40~11:30 | 一緒に活動に取り組もう(今後の活動について) |

※この講座を受講することで、どちらの活動にも参加できます。